

令和8年7月版「経営事項審査申請の手引き」の変更点

○全体に関する事項

- ・ ページ数の増減により、全体のページ数、参照先のページを変更。
- ・ 文字のフォントや段落、行の間隔を調整。
- ・ 審査項目の変更に伴い、項番を変更。

○主な変更事項

目次（追加・修正）

- ・ (旧) 令和8年4月 ⇒ (新) 令和8年7月

P 4（修正）：（表1）経営事項審査項目

令和8年7月の改正に伴い「その他審査項目（社会性等）の最低点」ならびに「総合評定値の最低点」が変更

その他審査項目（社会性等）の最低点 -1,837点 → -788点
総合評定値の最低点 6点 → 163点

P 8（追記）

なお、本人による申請及び法律に定めのある場合を除き、行政書士または行政書士法人でない者が「手数料」や「コンサルタント料」等いかなる名目によるかを問わず報酬を得て、官公署に提出する書類の作成を業として行うことは、法律で禁止されています。 下線部を追記

P 1 2～1 3（追記）：提出書類 No. 15 様式第7号（建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度）に関する誓約書

様式第7号（建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度）に関する誓約書）及び自主宣言制度において宣言していることを証する書面（宣言書）※7

（摘要欄）

申請書別紙三（その他の審査項目）項番52「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無」が「1」の場合は添付が必要。「2」の場合は添付不要。

※7 宣言書は、自主宣言制度HPにおける各宣言企業の詳細ページのうち「宣言内容」をダウンロードすることで取得可能です。

【加点措置の要件】

審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されていることが必要です。

【誓約内容】

- ・ 自主宣言制度において宣言した取り組みについて、取組開始日以降行う又は行っている旨の誓約

を追記

上記修正に伴い、No の繰り下げ

P 1 5 (削除)

確認書類 No. 10 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況を確認する書類

令和 8 年 7 月の改正（「雇用保険の加入状況」「健康保険の加入状況」「厚生年金保険の加入状況」に関する評価項目の削除）に伴い、**雇用保険、健康保険、厚生年金の確認書類の削除**

P 1 9 (追記) : 注 1 1)

令和 8 年 7 月の改正（「建設機械の保有状況」の加点対象となる建設機械の対象拡大）に伴い、以下の建設機械を追記。

- ・自動車検査証の車体の形状の欄に「**アスファルト・フィニッシャ**」と記載されている
大型特殊自動車
- ・労働安全衛生法施行令（昭和 4 7 年政令第 3 1 8 号）第 1 3 条第 3 項第 3 3 号に掲げる
不整地運搬車

P 1 9～2 0 (追記) : 注 1 5)

「不整地運搬車」及び「アスファルト・フィニッシャ」の部分に関する事項を追記

- ・不整地運搬車・・・特定自主検査記録表（検査年月日が審査基準日以前 2 年以内のもの）
- ・「アスファルト・フィニッシャ」・・・自動車検査証記録事項（審査基準日において有効なもの。（審査基準日後に発行されたものは不可。※審査基準日以降に記録事項の記載内容の変更が生じる場合、必ず変更前の自動車検査証記録事項を保管しておいてください）。

特定自主検査記録表の提出を求めている建設機械を新規に掲載する場合で、特定自主検査記録表で種別または規格が確認できない場合は、対象機械であることを確認できる書類（カタログ等：種別または規格がわかるもの）を提出してください。を追記。

P 2 2 (修正) (表 5) 三重県知事許可業者用提出書類チェック表

提出書類 No.15 の追加及びそれ以後の番号を修正

確認書類 No.10 のうち、雇用保険・健康保険・厚生年金の確認書類を削除

P 5 2 (削除) (2) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況について

「雇用保険の加入状況」「健康保険の加入状況」「厚生年金保険の加入状況」に関する記載事項を削除

P 5 2 (修正) (2) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況について

「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」の発行箇所の修正

((独) 勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部又は三重県支部あるいは三重県建設労働組合退職金共済事務組合の発行するもの)

→ ((独) 勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業三重県支部の発行するもの)

P 5 5 (追記) (2) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況について ク

ク「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の有無

技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無については、審査基準日において、国土交通省が実施する技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言を元請事業者又は下請事業者の立場で行っており、別記様式第7号に掲げる技能者を大切にせる企業の自主宣言制度で宣言した取り組みについて取組開始日以降行う又は行っている旨の誓約書を提出している場合に、加点して審査します。

なお、上記誓約書を提出しているにもかかわらず、技能者を大切にせる企業の自主宣言制度における取組開始日の到来後、宣言した取り組みを行っていない場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあります。 を追記

P 5 7～5 8 (追記) (8) 建設機械の保有状況について

「不整地運搬車」及び「アスファルト・フィニッシャ」の部分に関する事項を追記

P 6 5～6 6 (追記) : 建設機械の保有状況の一覧表(記載要領、記入例)

「不整地運搬車」及び「アスファルト・フィニッシャ」の部分に関する事項を追記

○「種別または規格」欄

・「不整地運搬車」にあつては、記載不要。

・「アスファルト・フィニッシャ」(自動車検査証の車体の形状の欄にアスファルト・フィニッシャと記載されている大型特殊自動車)にあつては、自動車検査証記録事項の自動車の種別に記載されている内容を記載。(例:大型特殊)。

○「型式/製造番号」欄

・「不整地運搬車」にあつては、特定自主検査記録表に記載されている型式及び製造番号

・「アスファルト・フィニッシャ」にあつては、自動車検査証記録事項に記載されている車台番号を記載。

○「検査実施年月日又は検査有効期限」欄

・「不整地運搬車」にあつては、特定自主検査記録表の検査年月日

・「アスファルト・フィニッシャ」にあつては、自動車検査証記録事項の有効期間満了日を記載。

P 6 8～6 9 (追記) : 自動車検査証記録事項

「アスファルト・フィニッシャ」の確認箇所を追加

P 8 0～8 1 (追記) : 様式第7号「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書

様式第7号「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書の様式を追加

P 1 0 2～1 0 5 (追記、削除) : 記載要領

雇用保険の有無、健康保険加入の有無、厚生年金保険加入の有無の箇所を削除

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無」の箇所を追記

「建設機械の所有及びリース台数」の箇所を追記

P 1 2 6 ~ 1 3 3 (修正) :

- IV 総合評定値の算出方法 (1) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 (W1)
- ・雇用保険加入の有無 (W11)、健康保険加入の有無 (W12)、厚生年金保険加入の有無 (W13) を削除
 - ・建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度の有無 (W18) を追加
 - ・表の追加に伴う表番号の変更
 - ・項目の削除・追加に伴う番号の変更